



News Letter

よしかわ税理士事務所

税理士・ファイナンシャルプランナー 吉川 るみ子

2024年9月号

【今月の一言】

今月は、独り身になった方の遺言書の作成にまつわるお話を掲載します。知人税理士の経験談です。実際に私自身も同じようなご相談を受けたことがありますので、事務所通信でご紹介させてもらうことにしました。

こちらの事例の方はご兄弟ともめたようですが、大前提には兄弟間は仲良くありたいというのが理想ですよね。独りっ子の私には、血を分けたご兄弟がいること自体が羨ましく感じます。が、人生の中では思うようにいかないこともあるでしょう。相続関係のご相談ではご兄弟にまつわるものは非常に多いです。

今回は、ご兄弟仲の部分ではなく、お独り身になった場合のケースとしての参考事例です。遺言書の作成、認知症対策、入院時の保証行為の観点でお話をしています。

独り身で親族にも頼れない方からの相談事ごと

日頃、個人事業主や会社社長としてご活躍の皆さん、今回は商売や会社経営の話ではなく、ご自身の相続や老後の生活についてのお話になります。

人生何が起こるかわかりません。今回は、実際にあった相談事例を参考に絡んでくる注意点のお話をしたいと思います。なお、お話に出てくる名称はすべて架空のものです。

【兄弟には財産を渡したくないんです】

田中一郎さんは独身で子供もいません。すでに両親は亡くなっています。兄弟姉妹が3人いるのですが、両親の相続の際に兄弟間でかなり揉めたようで、それ以降は絶縁状態です。

ある日、田中さんから「私が死んだら財産は兄弟にいくんですよね、それだけは絶対嫌なんです。何とかありませんか。」という相談がありました。

奥さんも子供もいない、両親もすでに亡くなっているとなれば、兄弟が相続人になるわけですが、兄弟に渡したくないとすれば、田中さんは財産をどうしたいのでしょうか。

お話を聞いていくと、実は、田中さんには古くからの友人の鈴木二郎さんがいて、日頃から何かと面倒を見てもらっているのです、鈴木さんに全財産をあげたいということでした。

「それならば、田中さんの財産をすべて鈴木さんにあげるといふ遺言書を作成してはどうでしょう。この方法ならご兄弟に財産は渡りませんから。」と提案しました。

相続には遺留分という制度があり、相続人に保証された最低限度の遺産の取り分が決められています。相続人が配偶者、子や孫、親や祖父母の場合はこの遺留分があるため、全財産を鈴木さんに渡すことはできません。

では、今回のケースのように相続人が兄弟姉妹だけの場合はどうなのでしょう。実は兄弟姉妹には遺留分がありません。ですから、全財産を鈴木さんにあげるといふ遺言を作成すれば、兄弟姉妹は遺産の相続を主張することができませんので、田中さんの希望どおり、全財産を鈴木さんに渡すことができます。

【遺言公正証書の作成をしました】

田中さんはさっそく遺言公正証書を作成することにしました。

その際、田中さんから「鈴木さんは私より年配なんですけど、私より先に亡くなった場合はどうなるんですか。」という質問がありました。鈴木さんが先に亡くなった場合、遺言は無効になるため、遺産は兄弟姉妹が相続することになると説明すると、田中さんはやはり兄弟姉妹には絶対渡したくないとのこと。

そこで、公証人と相談した結果、「補充遺言」として「鈴木二郎さんが田中一郎さんより先に亡くなった場合は鈴木二郎さんの長女である鈴木花子さん、さらに鈴木二郎さんと鈴木花子さんが田中一郎さんより先に亡くなった場合は鈴木花子さんの長男である鈴木太郎さんに遺贈する」という一文を遺言書に入れることにして、田中さんに納得してもらいました。

【認知症になったらどうする】

さて、田中さんにはもうひとつ心配がありました。この先、施設に入ったり、病気で入院したりする際に、自分が元気なうちは良いけれど、認知症になって意思表示ができない場合は、施設や病院への対応はどうするのかということです。田中さんとしては兄弟姉妹の支援は絶対受けたくないし、連絡もしてほしくないとのこと。

幸い、鈴木さんご一家は田中さんの面倒を最後まで見るつもりだということなので、成年後見制度を利用することにしました。

成年後見制度には、①すでに認知症が進んでいて判断能力が不十分な人を対象にする法定後見制度と、②判断能力が十分ある人を対象にする任意後見制度があります。

田中さんは現在、認知症を患っているわけでもなく、判断能力が十分あるため、任意後見制度を選択することにしました。

公証人と打ち合わせをし、鈴木花子さんを任意後見人（代理人）に選任し、公正証書にする形で契約（任意後見契約）を結びました。

【それでも問題は残る】

これで、田中さんの問題も一息ついたのですが、実はまだ問題が残っています。

田中さんが認知症になり判断能力が不十分になった時点で、鈴木花子さん（任意後見受任者）の申立てにより、家庭裁判所が「任意後見監督人」を選任し、その監督の下で、鈴木花子さんが支援を行うことになるのですが、田中さんが病院に入院して治療を受けなければならない事態が起きた場合、問題が生じることがあります。

判断能力が不十分な患者を病院が受け入れる場合、病院側としては以下の事項を明確にしておきたいという要望があります。

- ① 緊急の連絡先
- ② 入院費用の支払い代行者
- ③ 本人が生存中に退院する際の居室等の明け渡し等に関する支援
- ④ 入院計画書への同意
- ⑤ 入院中に必要な物品を準備するなどの行為
- ⑥ 医療行為（手術や検査、予防接種など）への同意
- ⑦ 遺体・遺品の引き取り、葬儀など

上記のうち①から④までは成年後見人である鈴木花子さんができます。⑤は成年後見人がすることではないのですが、鈴木花子さんが自主的にすることになるでしょう。⑦の遺体、遺品の引き取り、葬儀も成年後見人はできないのですが、これについては先の遺言書に付言事項という形で「葬儀、法要については鈴木花子さんに執り行ってもらいたい。」という一文を入れていますので問題ないでしょう。

問題は⑥の医療行為への同意です。医師が医療行為を行うには、緊急時を除き、患者又はその家族から同意を得る必要があります。成年後見人は医療行為への同意はできません。

例えば、手術が必要になった際、田中さん本人に意思決定能力がない場合には、家族から同意を得ることになりますが、田中さんの場合、兄弟姉妹からの同意が得られるかどうかはわかりません。もし、兄弟姉妹が協力を拒否すれば、病院側から受入れを拒まれる可能性もあります。

このようなケースに対応するひとつの方法として、愛知県半田市が「医療・ケアについての私の事前指示書」というものを開示しています。今回の田中さんのケースでも、これを参考に事前指示書を作成して任意後見人である鈴木花子さんに渡しておけばよいでしょう。

最近では、このようなおひとり身の方の安心のために、自治体が有料支援サービスを展開しているところがあるようです。自治体と契約を結び、料金を支払っておくことで、入院時の同意やお亡くなりになられてからの埋葬までを一貫して行ってくれるサービスです。利用者は年々増加しているとの報道がありました。

これで田中さんの一連の懸念事項は何とか解決することができそうです。